

## 25 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第9・10号事件)

### (1) 事件の概要

平成21年9月18日、熊本県南関町の住民2人から、熊本県南関町を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら及びその家族等が使用している井戸水の汚濁は、被申請人が施工した道路工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月8日、同一原因による被害を主張する熊本県の法人1社から参加の申立てがあり(平成20年(ゲ)第10号事件)、裁定委員会は、同年11月9日、これを許可した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。